



胎内市空き家等対策計画

平成 30 年（2018 年） 4 月

胎 内 市

※「空き家」と「空家」の記載について

・「空き家」と「空家」の記載については法律用語と一般名称が混在することから「空家」とした。ただし「空き家バンク」、「空き家等対策計画」及び「胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例」については「空き家」を用いた。

目 次

はじめに	1
第1章 空家等対策計画の趣旨	
1. 背景	2
2. 計画の位置付け	2
第2章 空家等の状況	
1. 空家等の現状	4
2. 空家等が及ぼす影響	6
3. 空家等における課題	6
第3章 空家等対策の基本的方針	
1. 対策に関する基本的な方針	9
2. 計画期間	9
3. 対象地区	9
4. 対象とする空家等の種類	10
第4章 空家等対策における施策	
1. 予防・適正管理の推進	11
2. 「空家等」利活用の推進	13
3. 「特定空家等」に対する措置	14
第5章 空家等対策における施策体制	
1. 空家等対策の実施体制	18
2. 住民等から空家等に関する相談への対応	19
3. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項	19
4. 計画の推進	19
資料編	
・ 空家等対策の推進に関する特別措置法	
・ 胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例	
・ 胎内市空家等対策協議会設置要綱	

はじめに

空き家等対策計画（以下「計画」という。）は、胎内市の空き家等対策に関して全体像を示すものであり、またその基本的な考えを示すものである。

計画は、空き家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第6条に基づき、市内の空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空き家等に関する対策についての計画を定めることができるとなっている。

空家法において「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」(空家法第3条)と規定されているように、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任で適切に対応することが前提である。そのためにも、市内における空き家等対策の全体像を市民が容易に把握することができるようにするとともに、空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家をもたらす諸問題について広く市民等の意識をかん養することが重要である。

また、空家等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空家等の所有者等の特定が困難なこと等解決すべき課題が多い。併せて今後も胎内市において空家数の増加が見込まれる。

以上のことを踏まえ、胎内市においては空家等がもたらす問題に総合的に対応するため計画を定め対策を実施していくとともに、定期的に内容を見直し、適宜必要な変更を行うことが望ましい。

○空家法抜粋

(空家等対策計画)

第六条 (略)

2 空き家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空き家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空き家等の種類その他の空き家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空き家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地（以下「空き家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空き家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。）その他の特定空き家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空き家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空き家等に関する対策の実施に関し必要な事項

第1章 空き家等対策計画の趣旨

1. 背景

近年、地域における人口減少、核家族化の進展や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住その他の使用がされないことが常態である住宅その他の建築物又はこれに付随する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）が年々増加している。このような空き家等の中には、適切な管理が行われない結果として公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもある。今後、空き家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるところである。

このような状況から、本市では、適切な管理が行われていない空き家等に対して既存法や条例に基づき必要な助言・指導・勧告・命令等を行い適切な管理を促すとともに、それぞれの地域の活性化の観点から、国の財政上の支援等を利用しながら空き家を地域資源として活用するなど地域の実情に応じた空き家等に関する施策を実施してきた。

空き等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空き等の所有者又は管理者の特定が困難な場合があること等の解決すべき課題が多いことから、空き等に関する施策の更なる充実を図ることが求められ、国においては、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き等の活用を促進するために必要となる事項を定めることで、空き等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成26年11月27日に空家法が公布され、平成27年5月に完全施行されたところである。

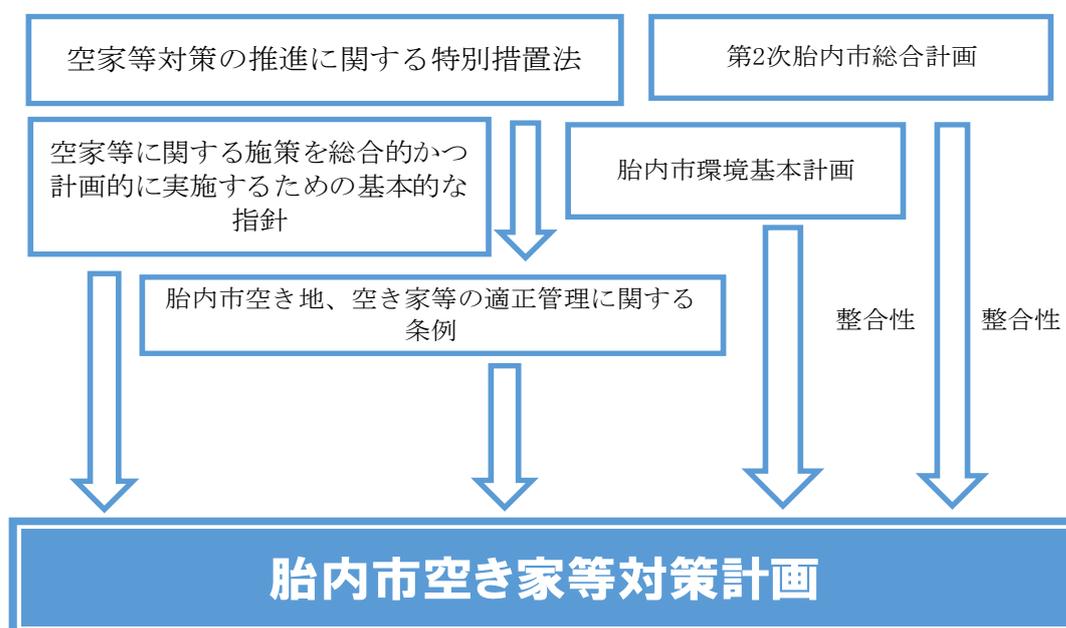
以上を踏まえ、本市では空家法に基づき、空き等対策の基本姿勢を明らかにし、空き等を増やさないための方策を体系化することにより、これまでの空き等対策に加え、適正な管理の推進と空き等の利活用の促進といった施策を確実に推進するべく、「胎内市空き家等対策計画」を策定する。

2. 計画の位置付け

この計画は、空家法第6条の規定に基づく計画であり、国が定めた基本指針に即しつつ、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施することにより、空き等対策を効果的かつ効率的に推進する計画とすることから、本市の空き等対策の基礎となるものである。

なお、計画の推進にあたっては、第2次胎内市総合計画に掲げる「自然が活きる、人が輝く、交流まち“胎内”」の基本理念による一施策として、「胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例」第4条に基づき策定するものである。

図1：計画の位置付け



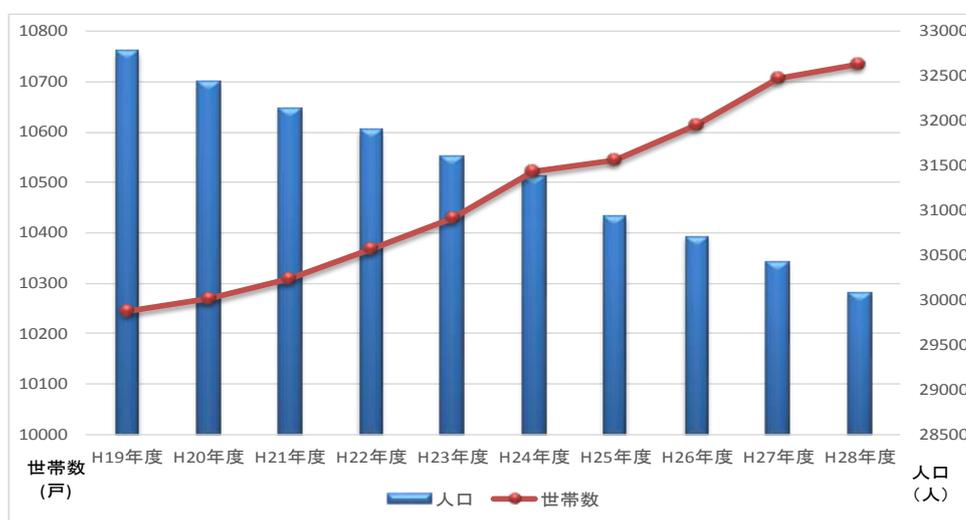
第2章 空家等の現状

1. 空家等の現状

(1) 胎内市の人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成17年9月の合併時の33,360人から減少傾向にあり、平成19年度から平成28年度までの間で、年平均0.96%の減少が続いている。世帯数については、年平均54世帯数の増、0.5%程度の増加傾向にあり、人口減少と核家族化が進行している。

図2：胎内市の人口、世帯数の推移（住民基本台帳より）



(2) 空家等の件数

平成25年住宅・土地統計調査によると、全国の住宅総数は約6,063万戸と5年前の平成20年と比べ約305万戸(5.3%)増加し、空家数も約820万戸と、約63万戸(8.3%)増加している。なお、空家率は13.5%と過去最高になり、その他住宅の空家率も5.25%にのぼっている。

新潟県では、住宅総数が約97万2千戸、空家数が13万2千戸であり、空家率13.58%となっている。

本市においては、住宅総数が約1万1千戸、空家数が1,710戸にのぼり、空家率は14.67%となっている。その他住宅の空家率は4.97%と全国や新潟県よりは低くなっている。

表 1：住宅数及び空家戸数（平成 25 年住宅・土地統計調査より）

	住宅総数	居住宅数		その他住宅	
		空家数	空家率	空家数	空家率
全国	60,631,000	8,196,400	13.52%	3,183,900	5.25%
新潟県	972,200	132,000	13.58%	70,300	7.23%
胎内市	11,660	1,710	14.67%	580	4.97%

※その他住宅とは、居住宅の空家数の内、転勤や入院など長期に不在となっている空家のことをいう。

（3）空家等の状態・実態

平成 27 年度に実施した胎内市空家実態調査の結果、市内の管理不全空家総数は 346 戸であり、その内訳として小規模の修繕を必要とする空家が 191 戸（55%）、大規模な修繕を必要とする空家が 87 戸（25%）、放置すれば倒壊等の恐れがある危険な空家については 68 戸（20%）となっている。

地区別にみると中条地区の空家数が 137 戸となり、最も多くなっているが、調査地区数に対する空家件数を比較してみると、築地地区が 1 地区に平均 4.8 戸、乙地区が平均 4.5 戸と高い割合を示している。中条地区は平均 3.3 戸、黒川地区は平均 2.5 戸となっている。

表 2：管理不全空家戸数（平成 27 年度胎内市空家実態調査より）

	調査地区数	調査件数	損傷状況		
			危険空家	大規模修繕が必要な空家	小規模修繕が必要な空家
中条地区	41行政区	137軒	23軒	37軒	77軒
乙地区	18行政区	81軒	20軒	15軒	46軒
築地地区	11行政区	53軒	13軒	15軒	25軒
黒川地区	29行政区	75軒	12軒	20軒	43軒
地区全体	99行政区	346軒	68軒	87軒	191軒

（4）空家等の分布

平成 27 年度胎内市空家実態調査での、各地区の世帯数における管理不全空家の割合は、中条地区 2.38%、乙地区 5.33%、築地地区 3.57%、黒川地区 4.69%であった。世帯数における管理不全空家の発生状況では、乙地区、黒川地区が多く、中条地区及び築地地区の戸数は多いが、割合が低くなっている。

表 3 : 管理不全空家戸数

	世 帯		管理不全空家	
	世帯数	分布率	空家数	割合
中条地区	5,615	56.09%	137	2.38%
乙地区	1,439	14.38%	81	5.33%
築地地区	1,432	14.31%	53	3.57%
黒川地区	1,524	15.22%	75	4.69%

2. 空家等が及ぼす影響

(1) 防災・防犯上の不安

空家等が放置状態になっていることに、周辺地域の防災・防犯力の低下につながる。

(2) 周辺環境の悪化

空家等の敷地に雑草が生え、動物や害虫のすみかになり、周辺地域に被害をもたらす。また、空家等がある敷地内にゴミが不法投棄される懸念がある。

(3) 景観の悪化

管理不全の空家等があると、その地域の印象がとても悪くなる。また、放置された空家等があると、たった一軒でも美しい家並みや景観が損なわれてしまう。

(4) 倒壊などによる事故の懸念

放置状態の空家等は、空家数の約2割であり、そのうち約2割が危険空家として、強風や地震等で損壊や倒壊等の事故が起きる可能性の高いものである。

3. 空家等における課題

適切な管理が行われていない空家等が、地域の防災、防犯、衛生及び景観等に深刻な影響を及ぼしていることから、市民の生命や財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用策等が重要である。

空家等が発生し、その状態が長期化する要因は、実態調査の結果、一般的な指摘事項及び現在の取組を踏まえ課題から、次のものが考えられる。

(1) 制度上の課題

<要因>

① 建築基準法上、再建築等が困難

古くから形成された敷地では、接道要件や敷地規模等による関係法令の制約により、再建築及び大規模修繕等が困難である。

② 法的手続きによる長期化

物件そのものに対する措置は、たとえ緊急的な対応を要する場合であっても、財産権等の理由により、各種法令の手順を踏む必要があり、実際に命令等を行おうとする場合にのみ立ち入り等の調査権限があるが、予防的段階での実態把握等は困難である。

③ 所有者が特定できない場合の対応が困難

所有者が特定できない物件については、「その状態を放置することが著しく公益に反すると認められる場合」など、事態が相当悪化した場合にしか対応ができない。また、どこまでの調査をもって、所有者が特定できないといえるかが明確ではない。

④ 固定資産税の住宅用地特例により除却が進まない

空家等を除却し空地にすると固定資産税の特例がなくなるため、除却することを躊躇し、放置につながる。

<課題>

住宅が密集し、十分な道路が整備されていない古くからの市街地においては、狭小敷地や未接道敷地のための再建築が困難であるとの理由から、空家となり、老朽化が進んでいる。また、地域等に危害等を加えている空家問題に対し、民事的な手法の情報や知識の不足により解決が進まず、加えて所有者等の連絡先が分からないなど、適正管理の働きかけが難しい課題がある。

そのため、地域や関係団体等と連携、協力しながら、良好な住環境を保全し、改善を促進していく必要がある。

(2) 運用上の課題

<要因>

① 情報・知識不足

早期の段階で空家等の情報を把握・収集することが困難であり、専門的知識の不足、マンパワー不足、長期的な対応等の理由から問題解決に遅れが生じている。

② 情報が体系化されていない

関係部署や関係法令所管課が把握した情報の共有・体系化が十分ではない。

③ 対応・体制が体系化されていない

相談及び情報提供の窓口機能が弱い。また、管理不全による各種問題への対応についても、状況に応じて、その都度、関係法令所管課が連携しつつ行っており、体

制・対応が体系化されていない。

<課題>

管理不全な空家が、周辺に悪影響を及ぼす前に、所有者へ適正管理の注意喚起や建物の老朽化前に活用する情報提供を、早期の段階で行うことが好ましいが、所有者の管理意識の希薄や相続関係者の利害関係により、早期での情報収集や維持管理責任についての周知等が困難となっている。

そのため、所有者等に対し早い段階から適正管理に関する様々な情報提供を行い、法律などの専門的な相談に応じることができる体制を推進していく必要がある。

(3) 所有者側の課題

<要因>

① 管理者意識の問題

居住していないため、建物の状況が分からず、管理者としての意識が低く、日常的に維持管理する必要性の認識が不足している。

② 所有者側の事情による問題

所有者の死亡・行方不明、相続放棄、遠方の在住者や健康上・高齢等で維持管理ができない。また、空家を売却、賃借することに抵抗がある（貸したら返ってこないのではないかという不安、活用の仕方がわからない、借り手が退去しない）等、活用の促進がしない。

③ 費用の問題

高齢等の理由で費用がない、老朽化により改修、除却等の費用がかかる。

<課題>

居住者の死亡、長期不在が空家等の要因の大半を占めている。65歳以上の単身高齢者や高齢者夫婦のみが所有する建物が、将来的に管理不全な空家となり、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあるが、その前に、所有者へ適正管理の注意喚起や建物の老朽化前に活用する情報提供を、早期の段階で行うことが好ましく、所有者の管理意識の希薄や相続関係者の利害関係により、早期での情報収集や維持管理責任についての周知等が困難となっている。

そのため、所有者等に対し早い段階から適正管理に関する様々な情報提供を行い、法律などの専門的な相談に応じることが出来る体制を推進していく必要がある。

第3章 空家等対策の基本的方針

1. 対策に関する基本的な方針

(1) 取組姿勢

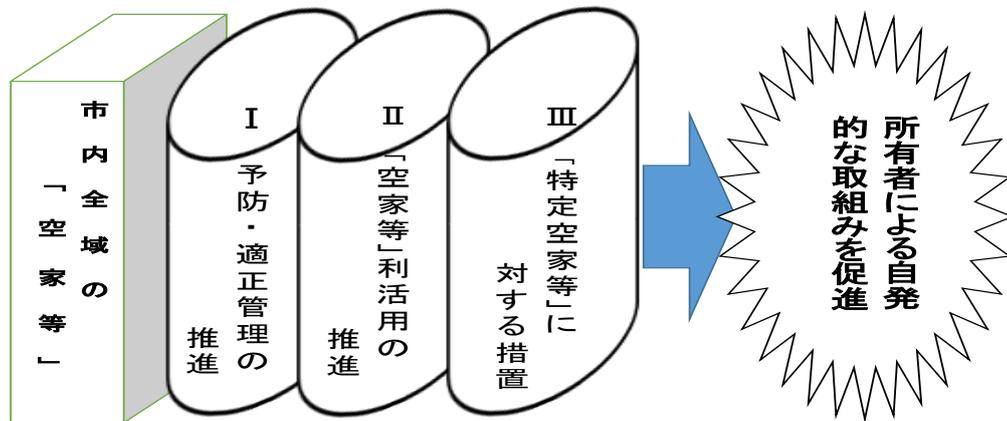
空家等によって発生する問題は多岐にわたり、地域住民の生活環境に重大な影響を与えることから、本市が取り組む重点課題として中長期的な方針を示すこととする。

- ① 空家等の管理は、その所有者等が自らの責任において適正な管理を行うことが原則である。
- ② 本市及び関係機関の連携により、公共公益的観点から空家等の問題を積極的に取り組む。

(2) 取組方針

- ① 予防・適正管理の推進
- ② 「空家等」利活用の推進
- ③ 「特定空家等」に対する措置

図3：基本方針



2. 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、平成30年4月から平成39年3月までの9年間とし、社会情勢等の変化や胎内市第2次総合計画及び関係法令等の改正等、必要に応じて見直していくものとする。

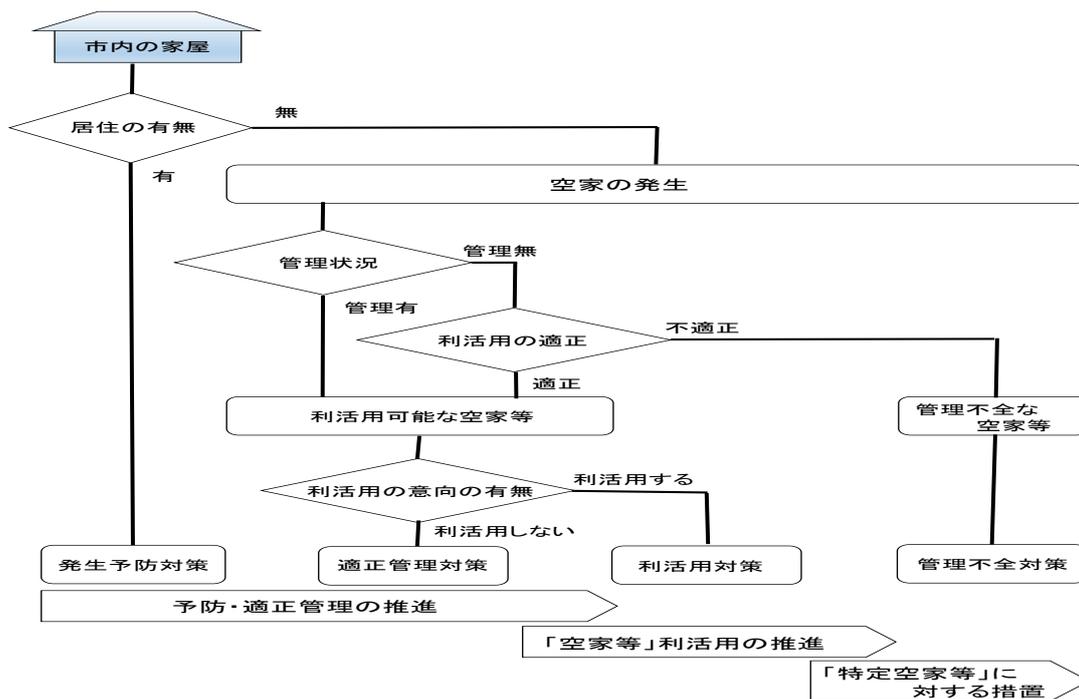
3. 対象地区

空家等対策計画の対象地区は胎内市全域とする。

4. 対象とする空家等の種類

対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定された「空家等」及び空家法第2条第2項に規定された「特定空家等」とし、活用促進の観点からその跡地（空地）についても対象とする。ただし、本計画で重点的に対象とする空家等の種類は、居住用の管理不全空家等が多いことから、一戸建ての住宅（倉庫を含む。）及び併用住宅とする。

図4：基本方針フロー



○空家法抜粋

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第4章 空家等対策における施策

1. 予防・適正管理の推進

【目標】

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則である。このことを所有者等に啓発するため、以下の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止する。

【行動】

(1) 空家等の実態把握する体制整備

① 空家等の把握及び所有者の特定方法

住民票、水道の使用量、建築物への人の出入り状況、周辺住民のヒアリングなどにより空家等を特定する。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報及び近隣住民等からの情報収集等により、所有者等を特定する。

特定した空家等の所有者等に通知を行い確定する。

② 実態調査

I 空家等の所在及び空家等の所有者等及び空家等の状態等を把握するため、実態調査を実施する。調査は、おおむね5年毎に行ない、自治会や地域住民等と連携し、継続的な把握と必要な補正を行う。

II 特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により、利活用や維持管理等に関する意向確認を行う。

アンケート等の送付は、個別に行う他、固定資産税納税通知書等により定期的な通知等を活用して行う。

III 特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内に立入調査を行う。

なお、立入調査を行う場合は、その5日前までに所有者等に対して文書で通知を行う。(通知が困難な場合は除く。)

③ 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、データベースを整備し、空家対策事業を実施する課において管理する。また、データベースの情報は関係部局で共有する。

表4：データベースの情報

情報項目	具体情報
空家基本情報	所在地、建物種類、階数、構造等
現地調査情報	老朽度、周辺への影響、維持管理の状態
所有者特定情報	土地・建物所有者等の住所、連絡先等
所有者の意向調査	
利活用の促進	情報提供等の履歴
適切な管理の促進	助言や指導等の履歴

④ 所有者等が特定できない場合

I 所有者等不明（相続放棄含む。）の確認

- i 法定相続各人に対し相続放棄の事実について調査。
- ii 法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者不明の空家等とし、データベースに登録。
- iii 所有者等が明らかでない場合は、相続財産管理人などが財産管理を行う財産管理人制度等の活用を図っていく。

II 所有者等所在不明の確認

所有者等確認のため送付した郵便等が返送された場合は、送付先の市町村に住民票の閲覧請求を行う等調査を行った後、なおも所在が不明な場合には、「過失なく所有者等を確認できない」者と判断し、データベースに登録。

(2) 相談体制の充実

空家等に係る問題は、多岐にわたることから総合窓口を設置し、県、関係団体と連携した相談体制の整備を行う。

また、関係団体と連携した相談会の実施などにより、利活用及び適正管理に係るマッチング（活用、維持管理、補助金）を図る。

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相談体制を構築する。

(3) 空家等対策関係者との連携強化

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。

(4) 所有者等へ適正管理の周知

空家等をもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提である。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり、相続、転勤などにより、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることから、空家等についての意識を広く市民の間で醸成することが必要となり重要である。このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の醸成を行う。

所有者にとっては空家等とすることで維持管理等の負担が生じるとともに周辺に迷惑を及ぼしかねないこと、地域にとっては空家等の増加によって防災や防犯等の面で地域の住環境に悪影響が生じるおそれがあることなど、空家等に関する問題意識を高めることが空家等の発生抑制につながるものと考えられることから、関係部局や関連団体、地域等が連携し、様々な手段や機会を通して、市民に対する周知・啓発を行っていくほか、転出等により元住居が空家等になる場合も同様に所有者等に対して周知・啓発を行う。

また、空家等が発生し放置される要因として、所有者の死後、相続が適切に行われず、多数の相続人が生じるなどした結果、居住者が不在となることはもとより、管理者意識が希薄及び財産処分意思決定が困難になるといったことが挙げられる。

こうした状況を予防するため、主に高齢者世帯を対象として、所有者が存命中に住まいを次代へ適切に引き継いでいくための取組を行う。

(5) 所有者等へ空家等対策に関する情報提供の内容

広報誌、ホームページ及びSNSのほか、本市からの文書通知等を活用して空家等の所有者等に対して情報提供を行う。

- ・相談窓口
- ・老朽危険家屋等解体や住宅リフォームに関する各種支援及び情報提供
- ・胎内市空き家バンク
- ・指名業者等の情報など

(6) 所有者等への啓発

広報誌、ホームページ及びSNS等での適正管理に関する情報掲載、出前講座、セミナーの実施等を通じ、空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努める。

2. 「空家等」利活用の推進

【目標】

空家等の市場マッチング機能の強化による流通促進で、新たな需要を創出するほか、地域における空家等の利活用促進による地域活性化に取り組んでいく。このことにより、

空家等の管理不全をなくし、特定空家等の発生を防止する。

【行 動】

(1) 空き家バンク制度の充実

所有者等の同意を得たうえで、空き家バンク事業に登録し、希望者に提供する。また、空き家バンクに協力している不動産仲介業者等の関係事業者団体と協定を締結し、所有者等に対して利活用の企画・提案等を実施する。また、空地についてもその有効活用に繋げるため、同様の取組みについて検討する。

(2) 空家等の転用（店舗等）に対する支援

① 地域住民からの要望による活用

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献について利活用可能な空家等については、所有者等の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供する。

また、本市において修繕を実施し、移住のためのお試しハウスとしての活用や跡地を地域防災に活用するなど、地域住民と協働した活用について検討する。

② 地域に応じた柔軟な活用のための検討

空家等の利活用による移住・定住の促進を図るため、敷地の菜園等への転換、シェアハウスや農産物加工所、また、農地で耕作放棄地、休耕地を利用した新規就農者育成を支援するなど柔軟な対応を検討する。

(3) 空家・空地の利活用に対する支援

① 補助金等の積極的な活用

所有者等に対して空家等の利活用や継続的維持管理を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体を活用した利活用の提案や自治会等の地域との連携による活用などを実施する。

空家・空地の利活用を推進するため、様々な国及び県の支援等を積極的に活用しながら空家等の解消を推進する。

② 関係法令等の遵守

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行う。

3. 「特定空家等」に対する措置

【目 標】

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、特定空家等の施策については、優先的に

取り組んでいく。また、管理不全な空家等が、特定空家等となる早期の段階で必要な措置を行う。

【行 動】

(1) 管理不全な空家等への指導・助言

空家等が管理不全となっている場合の必要な措置については周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼす恐れの高いものから、注意喚起を実施した後、必要な措置の内容を示し、助言・指導を行う。

なお、空家法による指導が困難である管理不全な空家等については、胎内市環境美化推進条例により、助言・指導等の措置を実施する。

(2) 特定空家等への措置

① 特定空家の取組み

特定空家等の判断については、「特定空家判定方法(基準)」に基づき、胎内市空家等対策協議会(以下、「空家等協議会」という。)で意見を求めるものとする。

② 措置内容の検討

特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。

調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を空家等協議会で検討する。

I 助言・指導

検討した措置の内容を講ずるよう助言・指導を行う。

II 勧告

助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行う。

勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなることから、担当部局と十分打ち合わせを行うとともに、所有者等にも、その旨を通知する。

III 命令

勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じる。

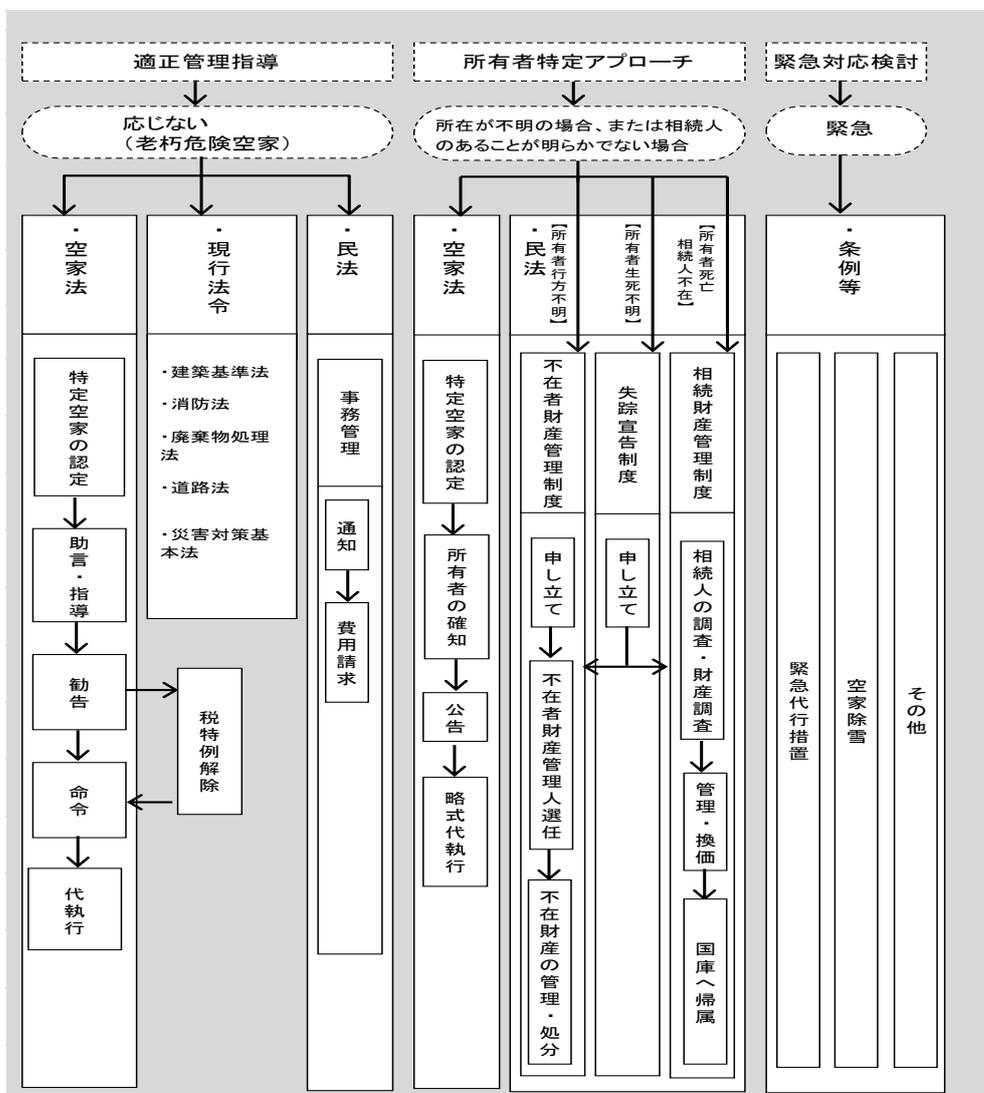
命令をする場合においては、空家法第14条第4項から第8項及び第11項から第13項の規定に基づき実施する。

IV 行政代執行

命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行う。

所有者等が確知できない場合は、空家法第14条第10項の規定に基づき、実施する。

図5：措置の実施手順



(3) 特定空家等解消に向けた支援

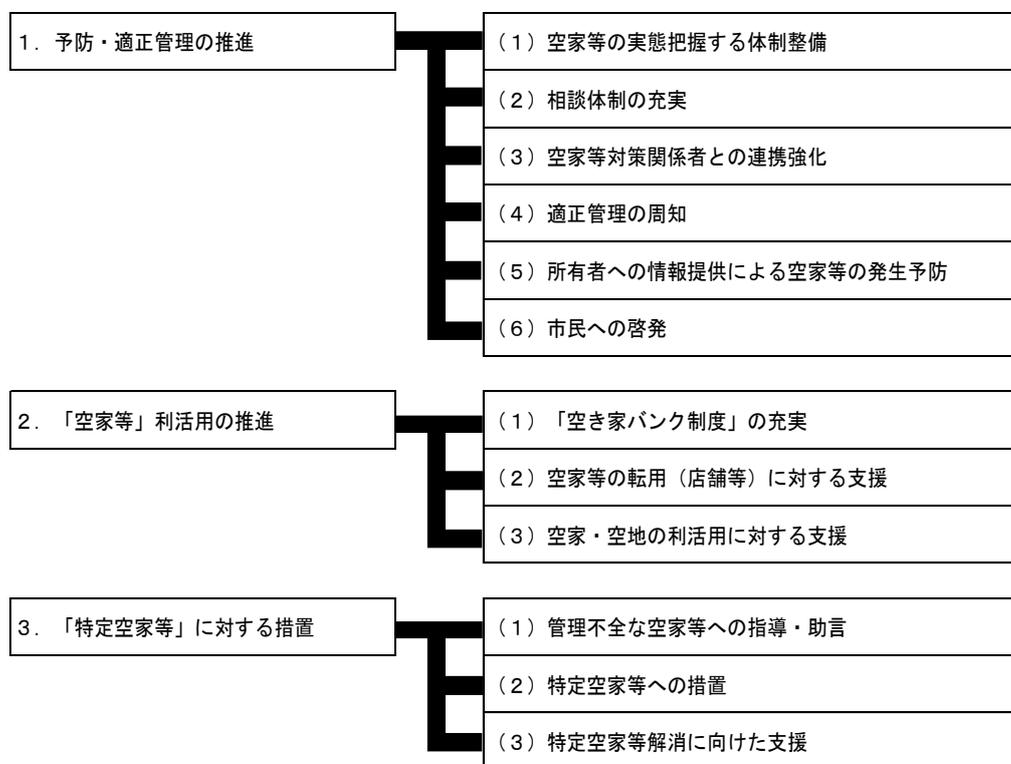
① 税制上の措置

特定空家等の勧告を行うことで、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなるが、当該空家等の除却を促すため、助言・指導若しくは勧告の猶予期限までに除却を行った空家等に対して、一定期間固定資産税を減額するなど、その代替となる税制措置の創設について検討する。

② その他の対処

台風の接近などにより、瓦等の飛散及び倒壊の恐れ等の周辺住民への影響が明らか場合は、所有者等に連絡のうえ、応急の措置を講じる。

図6：施策の体系



第5章 空家等対策における施策体制

1. 空家等対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制及び役割

庁内の組織体制及び役割 課名	役割
市民生活課 ※庁内横断的体制で各種対策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等の調査 ・ 空家等の適切な管理の促進 ・ 措置及び対処の実施 ・ 空家等及び跡地の活用促進 ・ 空家等協議会及びその他関係機関との連絡、調整 ・ その他の施策全般 ・ 胎内市環境美化条例に基づいた土地の占有者等に対する勧告等
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び災害時の応急措置等 ・ 道路交通安全確保等
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全確保 ・ その他児童及び生徒の危険防止
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報を市民生活課へ提供 ・ 固定資産税等の住宅用地特例に対する対応

(2) 空家等対策協議会

① 趣旨

空家等対策を実施するにあたり、意見及び協議を行うため関係部署及び有識者等による胎内市空家対策協議会を設置する。

② 所掌事務

- I 空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- II 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- III 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断基準に関する事項
- IV 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- V その他協議会において必要と認める事項

③ 構成

空家等協議会の構成については、市長のほか、地域住民代表、有識者の計11人以内

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家対策を実施する。

- ① 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士
相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
- ② 不動産業者
所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等
- ③ 建設業者
空家等の解体、改修の相談及び対応等
- ④ 建築士
空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等
- ⑤ 警察
危険回避のための対応等
- ⑥ 広域胎内消防署
災害対策、災害時の応急措置等
- ⑦ 自治会
空家等情報の提供、跡地の利活用等

2. 住民等から空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談窓口を設置し、対応する。また、空家等の相談は多岐にわたることから、庁内の関係部署及び空家等協議会及び関係団体と連携、相談し、対応する。対応内容については、経過等について記録し、関係部署、各種機関で共有する。

3. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

空家等の対策は、空家法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともある。このため、空家等の情報について、内部部局で共有し、密に連携を図る。

4. 計画の推進

(1) 空家等対策の推進体制の整備

空家等に関する問題は、市民の生活環境に密着したものであり、また、専門的知識が必要となることから、市民及び専門的知識を有する委員で構成される空家等協議会

と連携をとりながら対策を推進していく。

(2) P D C Aサイクルによる計画の推進

実施にあたっては、手法や効果を適宜評価し改善して行くことが重要であることから、PLAN（策定）からDO（運用）、CHECK（評価）、ACTION（見直し）を繰り返すP D C Aサイクルによって具体的施策を推進していく。

① 計画における目標と評価

計画の実施状況の評価するため、成果の検証を毎年実施し、その結果により計画の変更が必要となるとき又は計画期間の中間年及び計画期間が終了する年に必要な評価を行う。

② 計画の実施状況管理と公表

事業の重要性から、計画の実施状況とその成果を評価検証した結果を公表する。

③ 計画の変更

計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、実施状況の評価等に応じて必要な変更を随時行う。

変更する場合は、空家等協議会での協議、パブリックコメント等を行い、広く意見を求める。

※「特定空家等」となる基準（空家法第2条）

- ①そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ②そのまま放置すれば、著しく衛生上有害のおそれがある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

資料編

・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）

に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利

な証拠を提出することができる。

- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以

下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

・胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第13号）

（目的）

第1条 この条例は、市内の空き地、空き家等の適正管理にかかる所有者等の責務を明らかにし、安全で良好な住環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 建築物又はこれに附属する工作物の敷地以外の土地で現に人が使用していないものをいう。
- (2) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。
- (4) 所有者等 空き地、空き家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 適正管理 安全で良好な住環境を維持するために、空き地、空き家等を定期的に清掃、維持補修、その他の管理を行うことをいう。

（所有者等の責務）

第3条 空き地、空き家等の所有者等は、自らの責任において当該空き地、空き家等の適正管理を行わなければならない。

（空き家等対策計画）

第4条 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条の規定に基づき、状況に応じ必要がある場合には、胎内市空き家等対策計画を策定するものとする。

（特定空き家等に対する措置）

第5条 市長は、特定空き家等の所有者等に対し、当該特定空き家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空き家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図る

ために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 30 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

・胎内市空家等対策協議会設置要綱（平成29年告示第76号）

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、胎内市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- （2）空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- （3）空家等が特定空家等に該当するか否かの判断基準に関する事項
- （4）特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- （5）その他協議会において必要と認める事項

（組織）

第4条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、市長のほか、法第7条第2項に規定する者（市町村長を除く。）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席させて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

胎内市空き家等対策計画

編集・発行：胎内市市民生活課

協力：胎内市空き家等対策協議会

〒959-2693 胎内市新和町 2 番 10 号

TEL:0254-43-6111（代表）

FAX:0254-43-6132

E-mail:kankyoushou@city.tainai.lg.jp